

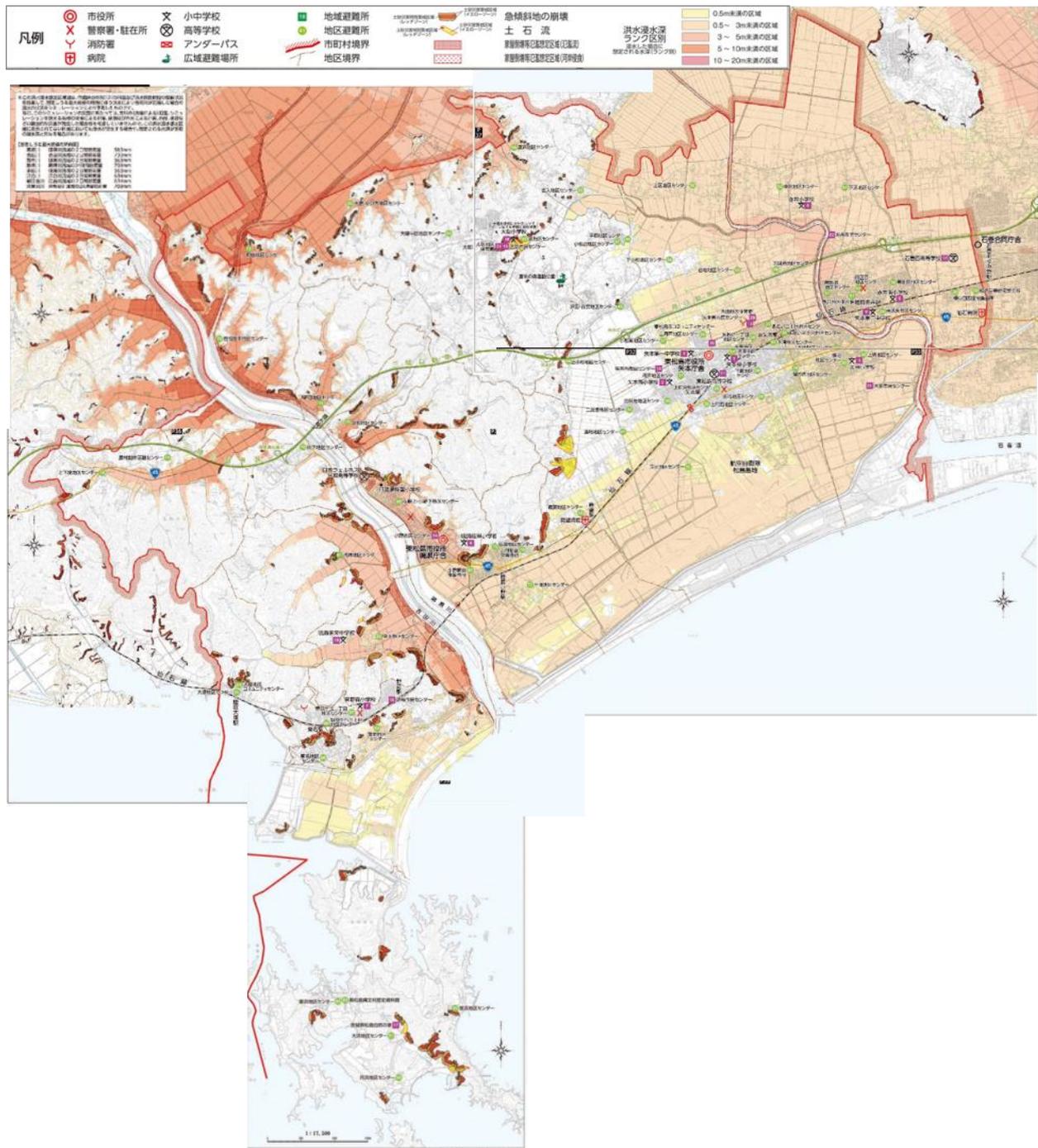
(洪水・土砂災害：ハザードマップ)

東松島市は、各河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水により各河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測し、洪水・土砂災害ハザードマップを公表しており、土砂災害特別警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域等の危険性のある個所が多数存在する。

【想定しうる最大規模の降雨量】

- ・ 鳴瀬川：鳴瀬川流域の2日間総雨量 563mm
- ・ 吉田川：鳴瀬川流域の2日間総雨量 733mm

＜東松島市洪水・土砂災害ハザードマップ＞



(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、市内中心部の矢本地区では、震度6弱以上の地震が今後30年間で47.9%の確立で発生すると言われている。

(原子力災害)

東松島市は、市域の2/3以上が東北電力女川原子力発電所から概ね30km圏内の「緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)」にあり、さらに35km圏内には市域全域が含まれていることを踏まえ、市全域を「原子力災害対策を講じる地域」に定めている。

なお、宮城県の調整により仙台市、名取市、岩沼市、亶理町及び山元町の3市2町に避難することとしている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、新たなウイルス感染症が蔓延した場合は、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、東松島市においても多くの市民の健康に影響を与えるおそれがある。

(その他)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、本市も甚大な被害を受け、特に人的な被害では死者1,110人、行方不明者23人と大きな被害を受けた。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 1,061人(令和3年現在)

・小規模事業者数 772人(令和3年現在)

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(立地状況等)
鉱業・採石業・砂利採取業	1	0	市内陸部に立地
建設業	171	154	市内全域に分散
製造業	72	52	市内全域に分散
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	市街地に立地
情報通信業	1	1	市街地に立地
運輸業・郵便業	34	22	市内全域に分散
卸売・小売業	283	170	市内全域に分散
金融業・保険業	11	9	市街地に立地
不動産業・物品賃貸業	83	79	市内全域に分散
学術研究・専門技術・サービス業	29	25	市内全域に分散
宿泊業・飲食サービス業	123	89	市街地中心に全域に分散
生活関連サービス業・娯楽業	127	108	市内全域に分散
教育・学習支援業	25	20	市街地に立地
医療・福祉	48	17	市内全域に分散
複合サービス事業	6	5	市内全域に分散
サービス業(他に分類されないもの)	46	20	市内全域に分散
合計	1,061	772	

(出典：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス・活動調査」再編加工)

(3) これまでの取組

①東松島市の取組

- ・東松島市地域防災計画の策定
- ・東松島市津波避難計画の策定
- ・東松島市原子力災害時における広域避難計画の策定
- ・東松島市国土強靱化地域計画の策定
- ・東松島市業務継続計画（BCP）の策定
- ・東松島市防災備蓄計画の策定、防災拠点備蓄基地（1か所）、地域防災備蓄倉庫（14か所）及び分散備蓄倉庫（10か所）の整備
- ・東松島市避難行動要支援者支援要領の策定
- ・東松島市個別避難計画作成事務マニュアルの策定
- ・東松島市国民保護計画の策定
- ・東松島市防災マップ、ハザードマップの作製及び市内全世帯へ配布
- ・東松島市総合防災訓練、原子力防災訓練の実施
- ・市内全世帯へ防災行政無線個別受信機の設置
- ・東松島市津波避難タワーの整備
- ・津波監視カメラの設置
- ・各地域における自主防災組織の運営
- ・東松島市メールサービスによる防災情報・防犯情報等の情報発信
- ・各地域の避難所へ災害用マンホールトイレの整備
- ・東松島市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 他

②東松島市商工会の取組

本会では、平成24年4月に「災害等危機管理マニュアル」を作成し、毎年度修正を加えながら、有事に備えている。また地震（震度6弱以上）や大雨・強風の際には宮城県商工会連合会の被害状況報告書を活用して被害予測地域を巡回するなど、日常の業務の中でも大規模災害を想定した行動をとっている。

また、国や県が発行する事業継続計画（以下BCP）に関するリーフレットや小冊子を用いて会員事業者を中心にBCPの必要性や施策活用の情報発信を行ってきた。他にも地震や火災といったリスクに備えるために宮城県商工会連合会や宮城県火災共済協同組合等と連携し、休業や賠償責任、火災保険や自動車共済といった各種共済の普及・加入促進を行っている。

a BCPの啓発・策定に係る活用ツール

- ・リスク管理チェックシート（宮城県商工会連合会）
- ・災害対応事例からみるポイント（中小企業庁）
- ・中小企業BCP策定支援ガイドブック（中小企業庁）
- ・中小企業BCPの策定促進に向けて（中小企業庁）

b 防災備蓄品

暖房器具、発電機、懐中電灯、携帯ラジオ、軍手、ヘルメット（安全帽）、工具類、ゴミ袋等

II. 課題

(1) 小規模事業者の事業者 BCP 策定に関する意識の向上

帝国データバンク(2024年)の調査では、全国でBCPを策定している企業は全体の19.8%で、規模別では、大企業は37.1%、中小企業は16.5%という結果であった。BCP策定率は企業規模で顕著に差が出ており、全国的に防災や減災対策の意識が未だ低調であることに加え、本市においても市内企業の大部分を占める小規模事業者は、ほとんど策定していない現状である。

一方、事業者BCPの策定に関する取組についても、BCPの普及及び啓発段階にあり、事業者BCPの策定に関する個別支援の動きが本格化していない状況である。

そのため、今後、さらなる事業者BCPやリスクマネジメント手法の普及推進等を図るため、支援体制を強化していくことが必要である。

(2) 災害発生時における行政との連携体制

現状では、東松島市と東松島市商工会との間に災害発生時における連携体制が整備されていないことから、発災時の被害状況等確認方法や応急復旧活動における復興支援策が迅速に行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する必要がある。

III. 目標

(1) 小規模事業者の事業者 BCP 策定に関する支援強化

① 事前対策の周知徹底

市内小規模事業者等に対し、事業者BCP策定による事前対策の必要性を認識してもらうため、東松島市防災マップ等活用による災害リスク等を巡回訪問等により周知徹底する。

② 事業者 BCP 策定支援の強化

本会経営指導員等職員が専門家や保険会社と連携し、市内小規模事業者の事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)策定に関するセミナーや個別相談会等を開催し、事業者BCP策定の取組を支援する。

また、事業者BCP対策に対する知識と支援スキルの向上を図るため、定期的に職員勉強会等を行うとともに、BCP支援に係る情報共有を経営支援会議にて行う。

(2) 災害発生時における行政との連携体制構築

災害発生時における連絡体制及び発災後速やかな復興支援策が実施できるよう、東松島市と東松島市商工会との間における連携体制を平時から構築するとともに、被害状況に関する報告ルートを確立する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年7月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

東松島市と東松島市商工会の体制・役割分担を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

東松島市地域防災計画との整合性を整理し、災害発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

① 会報等による啓発活動

四半期に1回発行する商工会報に国の施策やリスク対策の必要性、各種保険・共済の概要などを掲載するとともに、当会ホームページにおいてもタイムリーな情報を発信していくことで小規模事業者の意識向上を図っていく。

また、必要に応じて、市広報やホームページでも情報発信を行いながら、災害リスク対策の重要性を訴求していく。

② 巡回訪問を通じた働きかけ

巡回訪問を実施していく際、全国商工会連合会が提供する「リスクチェックシート」を活用して小規模事業者の「備える意識」を啓発するとともに、予備診断によりBCPに向けた意思確認を行って、計画策定に結び付けていく。

併せて、市が提供している各種ハザードマップを活用しながら、事業所立地場所における災害リスクの把握に努め、対応策等について検討を行う。

③ 事業継続力強化計画（BCP）策定支援

巡回訪問時に予備診断を行った小規模事業者を対象としたBCP策定セミナーを実施する。

実施にあたっては、東松島市が連携協定を結ぶ三井住友海上火災保険株式会社（平成30年1月締結）と連携を図ることで、その後の支援が円滑となるよう創意工夫していくとともに、簡易版BCPシートなどを活用することでBCPに対する敷居を下げるなど、幅広い層での計画策定を目指す。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会は、平成24年4月に大規模災害対策マニュアルを作成している。

3) 関係団体との連携

- ・東松島市が連携協定を結ぶ三井住友海上火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を行う。

4) フォローアップ

市内小規模事業者のBCP策定の有無や取組状況、計画更新といった情報をデータベース化するとともに、巡回訪問時にヒアリングを行い、フォローアップを行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

本市が実施する防災訓練に積極的な参画を行うとともに、その機会を通じて指示命令系統・連絡体制の確認を行う。

＜ 2. 発生後の対策＞

自然災害の発生時には人命救助を最優先としながら、次の手順で市内の被害状況を把握し、関係機関への連絡・情報共有などの対策を講じていくこととする。

1) 応急対策の実施可否の確認

当市、本会それぞれにおいて安否確認を行う。加えて、次の内容も可能な限り情報収集することとする。

- ① 本人・家族の被災状況
- ② 近隣の家屋や道路に関する被害状況（把握できる範囲）
- ③ 出勤の可否

【各団体の安否確認の目標時間】

団体名	安否確認の対象と目標時間
東松島市商工観光課	職員：発生後 1 時間以内に緊急連絡網にて確認
東松島市商工会	職員：発生後 1 時間以内に緊急連絡網にて確認 三役：3時間以内に携帯電話にて確認 役員：1日以内に携帯電話にて確認 会員：3 日以内に役員を通じ地区ごとの被災状況、会員安否を確認

2) 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等を把握、共有した時点において、東松島市と東松島市商工会との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対応の方針を決める。

【危機ランクの設定】

危機のランク	危機の内容
A	<p>《事務局機能が不能になると想定される》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■震度 5 強以上 の地震が発生、または発する恐れがある時 ■地震による大津波が発生、または発生する恐れがある時 ■大規模火災が発生した時 ■台風を原因とする災害が発生、または発生する恐れがある時 ■大雨による災害が発生、または派生する恐れがある時 ■その他、甚大な被害が 発生またはする恐れある時 ■コロナウイルス、インフルエンザ等の新型感染症が発生、またはする恐れがある（非常事態宣言が発令された）時
B	<p>《事務局機能の大幅低下が想定される》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■震度 5 弱の地震が発生した時 ■洪水・津波・火災が発生、または発生する恐れがある時 ■その他、域内に被害が発生または発生する恐れがある時 ■気象庁から各種警報が発令された時 ■県内 他地域において、コロナウイルス、インフルエンザ等の新型感染症が発生、または発生する恐れがある時
C	<p>《事務局機能の軽微な 低下が想定される》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■震度 4 の地震が発生した時 ■地震に伴う津波等が発生する恐れがある時 ■気象庁から注意報が発令された時 ■商工会の近隣において停電、火災が発生した時 ■県外において、コロナウイルス、インフルエンザ等の新型感染症が発生、または発生する恐れがある時

【被害規模の目安と応急対策の内容】

被害規模	被害の状況	応急対策の内容
ランクA相当 大規模な 被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ▼地区内 10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ▼地区内の1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ▼被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断され、確認ができない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 緊急相談窓口の設置、相談業務 2) 被害調査、経営課題の把握 3) 支援 施策 の立案、実行
ランクB～C相当 被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ▼地区内の1%程度の事業所で「屋根や看板 が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ▼地区内の 0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 緊急相談窓口の設置、相談業務 2) 被害調査、経営課題の把握
ほぼ 被害がない	▼目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については大規模な被害が発生しているものと想定する。

【被害情報等の共有間隔】

期間	情報共有の間隔
被災後～1週間以内	1日に3回（9時、12時、16時）共有する
2週間以内	1日に2回（11時、16時）共有する
1ヶ月以内	1日に1回（16時）共有する
1ヶ月超	新たな被害情報を把握した際に共有する

< 3. 災害時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

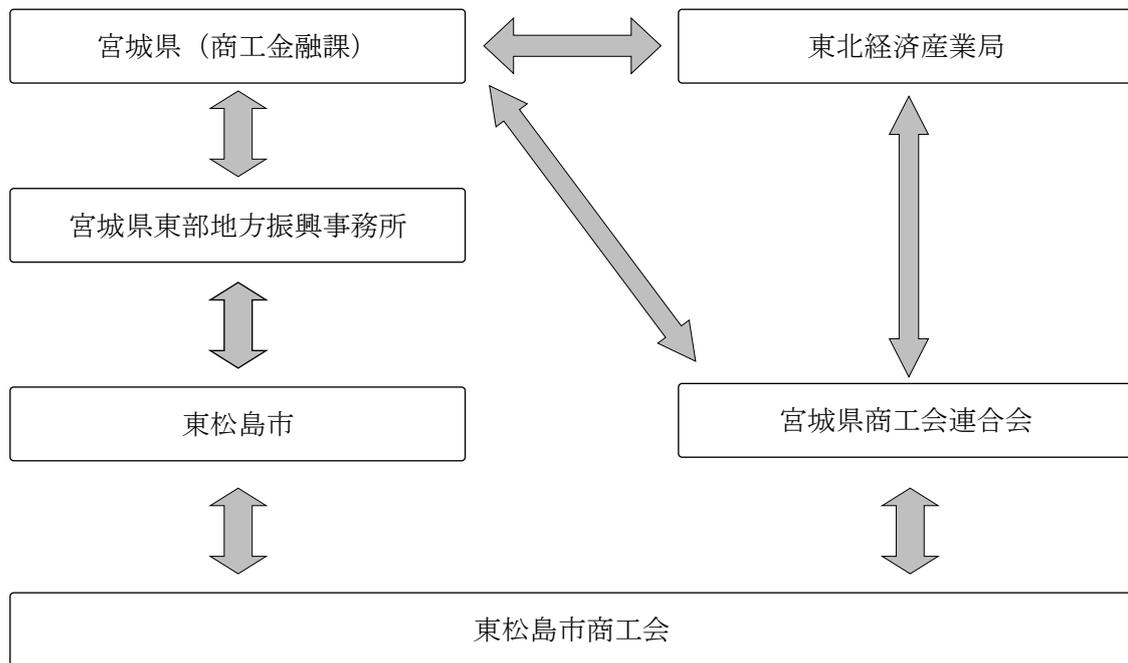
【東松島市商工会で開設する災害対策本部の組織体制と業務】

対策本部全体	<ul style="list-style-type: none"> ・基本行動要領の決定と指示 ・被災会員事業者の状況等の情報収集及び対応策の発信 ・危機管理対応の職場内調整、発災後の突発的な事案対応
本部長 (会長)	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理対応方針の決定、危機管理対策の全般統括
地区対策本部長 (副会長)	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部との連絡調整、危機管理対応の地区内調整 ・地区内商工会（各支部）の情報収集及び対応策の発信 ・対策本部決定方針の地区（各支部）への徹底
本部長代行 (参事・事務局長)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の補佐、職員の出勤体制の決定、行政及び県連合会への報告 ・最優先業務の決定、平時体制移行の決定、その他の全般的な事項
副本部長 (副参事・課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長及び副本部長代行の補佐、官公庁対策
責任者 (主幹・課長補佐)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の状況確認（自宅の状況、通勤困難、帰宅困難者等） ・対策本部の設営、本所・支所との連絡調整 ・会員支援項目の立案、重要書類の保全
情報収集担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者の補佐、役員並びに会員の被災状況調査及び集計 ・職員及びその家族の安否確認並びに各商工会情報の収集
支部役員 (各地区役員)	<ul style="list-style-type: none"> ・支部（各地区）の被害状況報告

- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での被害状況等の情報収集活動を行うことについて決める。
- ・東松島市と東松島市商工会は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認していく。
- ・東松島市商工会は、宮城県商工会連合会を通じて宮城県及び東北経済産業局へ被害状況を報告する。
- ・東松島市は、宮城県東部地方振興事務所へ被害状況を報告する。

【報告連絡体制フロー図】

(連絡ルート)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、東松島市と相談する。
(東松島市商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・市内小規模事業者の被害状況の詳細を確認するとともに、経営状況についても確認する。
- ・市内小規模事業者の被災後の事業継続力強化の取組状況を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国、県及び市の施策)について、市内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・東松島市と連携し、宮城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決定し、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他地域からの応援派遣等を宮城県商工会連合会等に相談する。

< 6. 地域防災計画との連携(位置づけ等) >

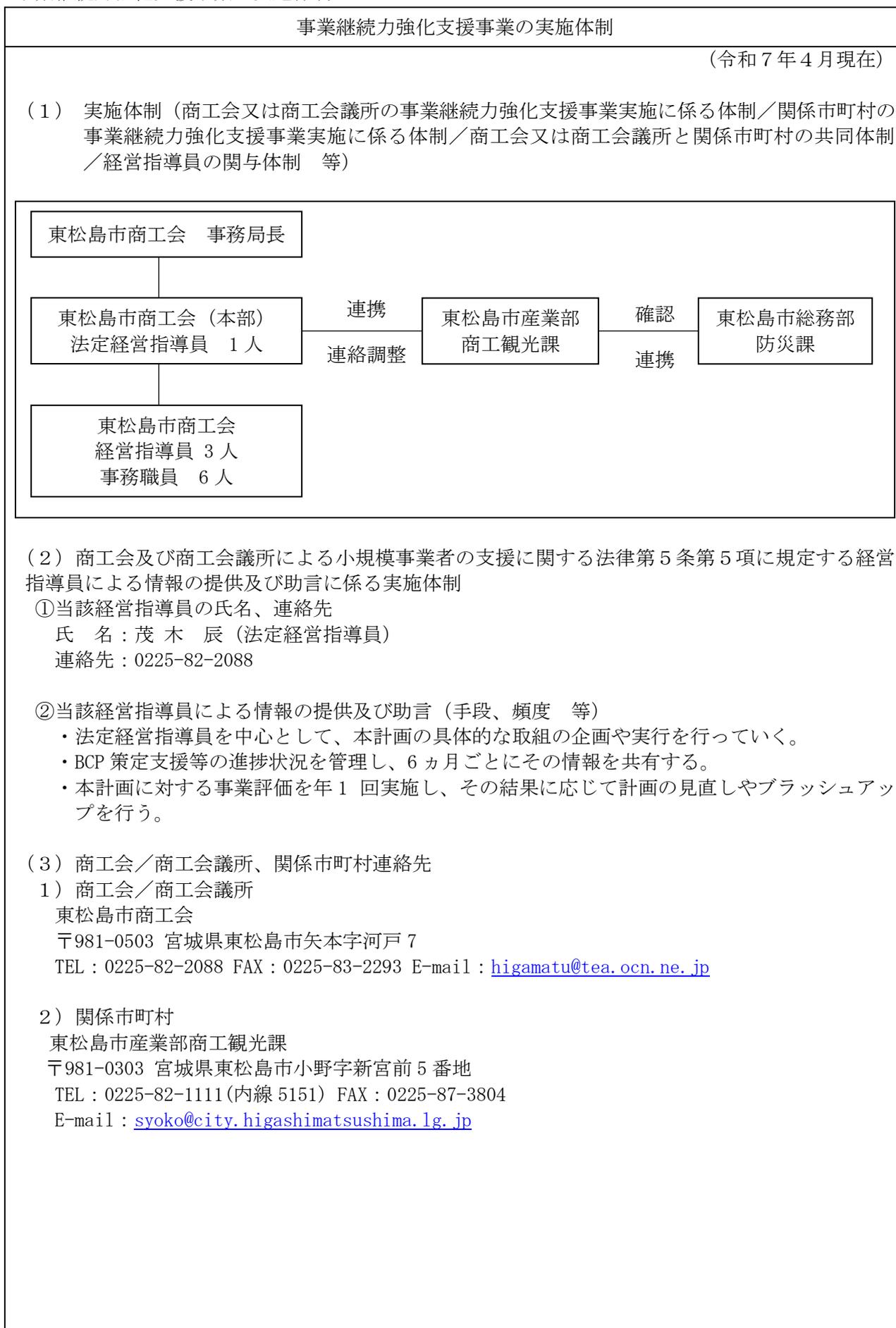
- ・東松島市の地域防災計画に基づいて、物価安定や救助用物資、復旧資材の確保等について協力する。
- ・東松島市の防災訓練に参加するなど、日頃からの連携強化に勤める。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【事業継続力計画策定支援講習会】

(単位 千円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
1 BCP 策定セミナー開催費 (講師謝金、旅費、会場借料、広告費)	150	150	150	150	150
2 専門家派遣事業 (専門家謝金、旅費)	100	100	100	100	100
3 広報費 (チラシ作成費、送料)	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・補助金(国、県、市)・各種手数料等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。